

## 改正動物愛護管理法施行に向けた動物愛護部会における意見聴取事項 (1年以内施行関連)

※中央環境審議会動物愛護部会（第51回）資料2から作成

### 【本資料の概要】

- 諮問事項のうち1年以内施行に関連する項目を1. 諮問事項に掲載。
- 諮問事項に該当しないものの、1年以内施行に関連して施行規則等の該当箇所に改正が伴う項目を2. その他の意見聴取事項等に掲載。実質的改正を伴う項目についてセルを網掛けにして掲載。
- 今般の一連の部会における意見聴取事項は骨子案を作成し別紙に掲載。

### 1. 諮問事項

※諮問項目2、3、4、5、9、10は2年以内施行に関連するため非掲載

諮問項目 No.	骨子案 No.	内 容 事 項	該当条文 (法律)	該当条文 (施行規則)	形式
<b>●基本指針</b>					
1	議題3	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	第5条	—	告示
<b>●第一種動物取扱業者</b>					
6, 7, 8	①	第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加	第12条	第3条	省令
<b>●周辺の生活環境の保全等に係る措置</b>					
11, 12	②	周辺の生活環境が損なわれている事態	第25条	第12条	省令
		虐待を受けるおそれがある事態	第25条	第12条の2	省令
<b>●所有者明示</b>					
13	③	犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置	第35条第7項 (第36条第3項準用)	—	告示
<b>●その他</b>					
14	④	動物を殺す場合の方法	第40条	—	告示

## 2. その他の意見聴取事項等

骨子案 No.	内 容 事 項	該当条文 (法律)	該当条文 (施行規則)	形式
<b>●所有者明示</b>				
	所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置	第7条第6項	—	告示
<b>●第一種動物取扱業者</b>				
	登録申請書類	第10条第2項	第2条第2項	省令
⑤	動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加	第21条の5	第10条の2 第10条の3 第10条の4	省令
⑥	動物取扱責任者等に関する要件の追加	第22条	第3条、第9条 第10条	省令
<b>●第二種動物取扱業者</b>				
	第二種動物取扱業者の範囲（飼養施設及び飼養する動物の数）	第24条の2の2	第10条の5	省令
	第二種動物取扱業者の届出の方法	第24条の3第1項	第10条の6	省令
<b>●特定動物の飼養許可</b>				
⑦	特定動物の飼養及び保管の禁止の特例	第25条の2	第13条	省令
⑧	特定動物の飼養又は保管の目的	第26条第1項	新設	省令
	特定動物の飼養又は保管の許可の申請	第26条第2項	第15条	省令
⑨	特定動物の飼養又は保管の変更の許可等	第28条	第18条	省令
	特定動物の飼養又は保管の方法	第31条	第20条	省令
<b>●犬及び猫の引取り</b>				
③	所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合	第35条第3項	第21条の2 新設	省令